

## 令和7年度 放課後等デイサービスみらい 安全計画

- ・避難訓練は、避難及び消火訓練を毎月行わなければならない。（児童福祉施設の設備及び運営基準）
- ・消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施すること。（消防法施行規則第三条第10項）
- ・消火訓練及び避難訓練を実施する場合には、あらかじめその旨を消防機関に通報しなければならない。（消防法施行規則第三条第11項）